

王位継承について

——バークリーとヒュームによる世襲君主制に関する分析——

太田和 亜希子

[キーワード：①ヒューム ②世襲君主制 ③バークリー ④自然法
⑤服従義務]

序論

1688年に起こった名誉革命は、17世紀と18世紀においてもジョージ・バークリーとデイビッド・ヒュームという両哲学者に、異なる形ではあるが影響を与えた。バークリーもウィリアム・キング (William King) の著作に基づく授権の理論が持つ矛盾に対峙した一人であった。ウィリアム・キングは、アイルランド国教会 (聖公会) におけるダブリンの大司教であり、ダブリン哲学会の初期の会員である。彼は革命後、ジャコバイトに支配されていた首都ダブリンにおいてプロテスタントの士気と、教会の規律を維持しようとしたため、1689年7月にジャコバイト当局に逮捕された。オラニエ公王家出身のウィレム¹⁾による軍隊が首都ダブリンを占領するまで逮捕、拘束されていたウィリアム・キングは自分自身を正当化する目的と、革命後の新王の権威の正統性を主張するために『先のジェイムズ王の統治下のアイルランドにおけるプロテスタントの状態』²⁾ (以下、『プロ

テストントの状態』) という著作を 1691 年出版した。『プロテスタントの状態』は、名誉革命以前に世襲君主制による王であったジェームズ 2 世の違法行為を数々と列挙し、批判することで革命後に王座に即いた新王は、神の摂理によってアイルランドを解放したと論じた著作である。バークリーは『プロテスタントの状態』において論じられる受動的服従の原理を一部受容しながらも、全てを容認はしなかった。

一方スコットランド人であるヒュームは、1748 年に出版された『道徳および政治に関するエッセイ集』³⁾ に、「原始契約について」と「受動的服従について」と「プロテスタントの王位継承について」という政治的義務について論じた三つのエッセイを出版するつもりであった⁴⁾。しかしヒュームが「プロテスタントの王位継承について」というエッセイを著した時期は、ハノーヴァー王家が王位を継承してから既に 30 年近い星霜を経ていたにもかかわらず、ジャコバイトによる反乱の脅威は国内に内在していた。また、名誉革命以降イングランドとスコットランドで続いていた、スチュアート家の復位を目指すジャコバイトは 1745 年スコットランドを革切りに、反乱を起こしたという実情もあった。このため政治的義務について著された三つのエッセイのひとつ、「プロテスタントの王位継承について」は王位継承の正当性が、スチュアート家にあるのか、ハノーヴァー家にあるのかという反乱に直結する議論を扱っていたこともあり一旦出版が見送られ、「国民性について」という三つのエッセイ集として出版された⁵⁾。

本論文は、バークリーが教会で行った説教の一つであり、著作でもある「受動的服従」⁶⁾ を歴史的観点も含めて再考しつつ、ヒュームによる「プロテスタントの王位継承について」等のエッセイを用い比較、検討を行う。その手順として、バークリーの「受動的服従」とヒュームの『エッセイ』⁷⁾ と『人間本性論』⁸⁾ を用い、以下の 3 点について考察する。第一に、

ウィリアム・キングが、1688年の名誉革命の後に世襲制によらずに王座について新王をどのようにして、またいかなる理論によって擁護したのかを明らかにし、それをバークリーがどのように「受動的服従」と題する説教へとつなげたのかを考察する。一方、これとは全く異なる立場を取るヒュームも、1714年に世襲制によらずに王位についてハノーヴァー家の王、ジョージ1世と2世について王位継承に関する賛否をどのようにとらえ、分析していたのかを考察する。第二に、王位継承と宗教の関わりについて、ウィリアム・キングが宗教の持つ力を巧みに利用して展開した受動的服従の原理に、バークリーがどのように自然法を駆使し、論駁したのかを考察しつつ、他方ヒュームが王家の財産と啓示宗教のもたらす権力との結びつきをどのように解釈したのかを考察する。第三に、バークリーにおいて自然法の遵守が道徳的善となりうる理由と、ヒュームによる社会ひいては国家を維持し、国益に繋がってゆくと説明される自然法を比較する。最終的に両者の議論を比較することによって、ヒュームが反乱や内乱を起こすのではなく、ブリテンにおいて特有の制限君主制を維持してゆくために、政府に服従することの重要性を論じたことを示したい。

1. 世襲君主制と王権神授説の終焉

バークリーが「受動的服従」という説教を、ダブリンのトリニティカレッジの教会で行った理由は2つ考えられる。第一に、名誉革命によって招請されたオランダのオラニエ公ウィレム（William of Orange）は、1689年に妻メアリーと共に議会から王位を提供され、ウィリアム3世とメアリー2世による共同統治が始まった。しかしメアリー王妃は、スチュアート家の長女であったため世襲君主制による女王であったが、オランダから招請されたウィリアム王はいわば余所者であり、自らの権威の源をフィルマーによる王権神授説に頼ることができなかった。ウィリアム・キングによる

『プロテスタントの状態』は、ジェームズ2世がプロテスタントの状態を破壊しようとしたと論じ、批判することで世襲に依らず新しく王座についたウィリアム王が、アイルランド国民にとって完全な王であることを証明するための著作である。『プロテスタントの状態』で論じられる受動的服従の原理は、ウィリアム・キングがジャコバイトによって反逆罪に問われ、逮捕されたという自らの汚名をそそぐという目的と共に、アイルランドのプロテスタント達に、武器を取らないための原理として普及させる目的も兼ねており、アイルランド国民に浸透していた。しかしパークリーはウィリアム・キングによる受動的服従の原理を一部受け入れつつも、全てを容認することはできなかった。

第二にパークリーによる受動的服従の説教の背景には、1710年のサシェヴェレル事件を起こしたヘンリー・サシェヴェレル (Henry Sacheverell) の立場を支持しようとする意図があった。当時のイギリス国教会の体制とその在り方に危機感を持ったサシェヴェレルは、王権神授説を強く擁護する主張をしたため、煽動罪で弾劾された⁹⁾。サシェヴェレルの極端な主張には続かず、穏健な解釈に変更して行った説教がパークリーの「受動的服従」であると、ブリューニガーは分析する¹⁰⁾。「受動的服従」の冒頭においても「冷静に中立的 (cool and impartial)」な落ち着きを保つ努力を¹¹⁾宣言してからパークリーの小論文ははじまるのである。

さて、サシェヴェレル事件からおおよそ40年後に目を転じると、ヒュームは「プロテスタントの王位継承について」というエッセイを1745年前後に執筆していた。スチュアート家の世襲によって継承されてきた王座が、議会の承認により合法的にハノーヴァー家出身の王に与えられてから30年以上経過している当時の状況は、ヒュームによって次のように叙述される。

ここ最近 50 年のうちで、人々の意見には学問と自由の進歩によってかなりの変化があった。（中略）王の名前だけではほとんど尊敬は集まらず；この世の神の代理人として、王について話すことや、以前は人々に感嘆された偉大な王、という称号を彼に与えたところで、皆を笑わせるだけである¹²⁾。

このようにヒュームは、エッセイ「ブリテンの政体は絶対君主制に傾いているのか、あるいは共和制へと傾いているのか」において、フィルムアーによる王権神授説が 18 世紀半ばには、もはや形骸化している実情を叙述する。そうは言っても 1745 年にスコットランドにて挙兵されたジャコバイトによる反乱からも明らかであるように、王位継承権をスチュアート家に戻そうとする勢力は消えていなかった。

本節ではウィリアム・キングによる受動的服従の原理に対して、パークリーが「受動的服従」という説教の中で、どのように異議を唱えようとしたのか、一方ヒュームも同じように世襲制に頼らず王位を得たジョージ 1 世の統治には、どのような利点と欠点があると指摘したのかを考察する。

1.1 パークリーによるウィリアム・キングの授権の理論¹³⁾への評価

パークリーの「受動的服従」は、アイルランドのパークリーの母校において学生に対して行われた説教でもあるが、その後読者への序文を付して初版が 1712 年出版された。「統治者の最高権力に抵抗しないというキリスト教の教え、これが自然法の諸原理に基づいて証明され弁護される」という副題を持つ。母校で「受動的服従」の説教を行った後、パークリーの理論は、王権神授説を擁護しようとするサシェヴェレルの主張と似ていることから、ジャコバイトではないかという疑いがかげられた¹⁴⁾。そこで、疑いはらすため説教の直後に原稿を出版したが、徒労に終わったという

経緯がある。同じ小論文で、序文の無いものが匿名により、1783年12月3日の日付でアバディーン大学のジェイムズ・ビーティ宛に『市民政府への服従の基準』というタイトルが付され献呈され¹⁵⁾、パークリーの死後1784年に再販された。

ウィリアム・キングの努力によって受動的服従の原理は、アイルランド国民に強く根ざしており、アイルランドのプロテスタント達による自発的な抵抗への抑止力となっていた。名誉革命時にオラニエ公ウィレムが、ジェイムズ王と戦い、勝利した後に王位を継承したことは、神の意思であるとされ、革命後のアイルランド国民の解放は、神の意思との奇跡的な一致、「神の摂理による解放 (providential delivery)」という宗教的な言葉によってあらわされた。ブリューニガーによれば、ウィリアム・キングが、名誉革命を「神の摂理による解放」と表現することで宗教を巧みに利用し、結果的にウィリアム王とメアリー女王が、アイルランドでの主権者となることを肯定したことで、両王に王位継承への明確な権利を与えた¹⁶⁾と論じている。ウィリアム・キングは、名誉革命が神の恩寵によって起こった革命であり、君主の地位にウィリアム王とメアリー王妃を据えたのは、国民ではなく明らかに神であると説明した。それゆえ、ジェイムズ2世に忠誠を誓い続けることは誤りであり、受動的服従の原理に国民は疑問を唱えるべきではない、とダブリンのセントパトリック教会で説教をした¹⁷⁾のである。

アイルランドでは、外国から招請されたウィリアム王の王位継承をどのように正当化するかという議論が聖職者達の間で、1690年代から1712年まで続いた。しかし受動的服従の理論は、「予見して備えをする神の権利 (divine right of providence)」としてウィリアム・キングによって語られてから、アイルランド国民の中では比較的肯定的に受け入れられていた。ウィリアム・キングによれば、王の権利は「予見して備えをする神の権利」で

あると論じられ、さらに受動的服従の原理において、「事実上の王（de facto）」と「法律上の王（de jure）」に分けて論じられる。王の権利は世襲によって長期に及ばなくとも、神によって資格を与えられているので、合法的な権利も享受しているという理論である。しかしパークリーは、自身の「受動的服従」の中で、ウィリアム・キングによる事実上の王と法律上の王という区別の持つ矛盾を指摘する。

パークリーは友人であるパーシーバル氏への 1709 年 10 月 21 日付の書簡¹⁸⁾において、ウィリアム・キングによる原理、「事実上の王」と「法律上の王」についてウィリアム・イグデン（William Higden）が論じる『イングランド設立の観方、君主からなる王国の権威と被治者の忠誠について』¹⁹⁾という著作を基に、次のような疑問を呈している。

私の立場としては、私が「法律上の王」と「事実上の王」の間の違いが何であるかを考えるばあい、容易に違いを見出すことができません。（中略）私は彼（イグデン）の著作に、疑問が2つあります。第一に「法律上の王」と「事実上の王」との区別に、どのような印（mark）をつけることもなく区別し続けることで、「法律上の王」から「事実上の王」になるとわかるのでしょうか。（中略）第二に、初めの章で彼は当面の間、王の合法的な権威と、王の両院の議会が、平民と制定法の双方に認められることで（「法律上の王である」と）証明され、後半の6章の最後で彼は、王の議会になることで、王権が合法的な支配の基にあるということになり、つまり「事実上の王」になる、とはっきり述べています。そこから、全て「事実上の王」は「法律上の王」であるということが明白になり、（「法律上の王」と「事実上の王」の）区別は無用になるというものです²⁰⁾。

パークリーはこのようにウィリアム・キングによる「事実上の王」と「法律上の王」とを区別する原理に疑問を呈したが、更にウィリアム・キングの主張である「(アイルランドの) 神の摂理による解放」という議論も頑なに拒絶した²¹⁾。もし名誉革命の時、神の意思によってアイルランド国民を解放したとするウィリアム・キングの主張を認めるのならば、既存の王であったジェイムズ王、すなわち最高権力者に対して「汝は最高権力に抵抗するべきではない」というキリスト教の教えに基づく自然法を、神は革命時にのみ一時停止したということになるからである。この論理的矛盾はパークリーを含め、半世紀以上アイルランドの聖職者達を悩ませた。恐らく、先の書簡においてパークリーに異議を唱えられていた、ウィリアム・イグデンもその一人であろう。

1.2 ヒュームによる世襲君主制への評価

18世紀前半に目を転じると、ジャコバイトが広がりを見せ内乱に対する恐怖や、政府に対して従順であることの必要性についての意識は、スコットランドはイングランドよりも、はるかに遅れていた。ジャコバイトによるスチュアート王朝の復活は、あわよくばスコットランドの独立を促すかもしれないとまで考えられていたのである。それゆえ政府における内外政策の指標は、ジョージ1世、ジョージ2世の治世をつうじて、ハノーヴァー王家の王位を保つために何が必要かを明らかにすることであった²²⁾。「プロテスタントの王位継承について」は、アン王女の死後ドイツから来た王による、世襲によらないハノーヴァー王家の王位継承と、1603年から1714年まで世襲によって続いたスチュアート王家²³⁾と、どちらの王家が王位を継承した方が国益になるのか、「冷静にそして公平に (coolly & impartially)」ヒュームが哲学者として、普偏不党の立場から著したエッセイである。1745年のジャコバイトによる反乱は、スコットランドを皮

切りに勃発し、当時イングランドに住んでいたスコットランド人のヒュームも、官憲によって怪しい者とみなされ、1747年にロンドンからスコットランドへ戻らなければならなかった²⁴⁾。ヒュームは「プロテスタントの王位継承について」を出版するにあたり、複数の友人達にこのエッセイの内容と出版について相談をしている。ヒュームの懸念を表していると考えられる、1748年2月13日のチャールズ・アースキン宛の書簡を引用する。

この王位継承の問題を冷静にそして公平なものとして、まるで私が現時点から1000年後に移動したかのように（エッセイの内容を）吟味しました。この問題は、ある人々にはとても危険に思えることで、私が永遠に破滅する原因となるだけでなく、私の全ての友人達、特に私が今関係のある友人達に、影響を与えてしまうと思われます。私はミラー²⁵⁾宛にこの原稿をあなたに送ると書きました。これによって、あなたが適切だと思う時「プロテスタントの王位継承について」という最後のエッセイを出版してください。私はオズワルド師匠にも同じ事を聞きましたが、彼は私に「愚かな人以外は、誰もあなたの公平な（内容）に腹を立てる人はいないと思う」と、賞賛してくれました²⁶⁾。

結局「プロテスタントの王位継承について」というエッセイは、ジャコバイトによる混乱を避け、アースキンに原稿を送った4年後の1752年に『市民の国について』²⁷⁾ (Political Discourses)²⁸⁾と題して出版された²⁹⁾。

このエッセイによれば、世襲によらない王位継承の有利な点は、生まれからして王位に就く資格のない人が王位に就くことで、既存王の直系の後継者を退けることになり、ジェイムズ1世や、息子のチャールズ1世の統治下に見られたような、王の行き過ぎた要求や主張³⁰⁾を抑制すると共に、

王の主張に従うだけの臣下達や聖職者達による古い柵を切ることができる
と論じている。

（王の）あらゆる高い要求や主張を一度破壊する唯一の方法は、正
当な王位継承の系統（line）から離れることである。君主（prince）と
いうのは、明らかに大衆のために作られたものであるから、条件に基
づいて王位を受けられた者であるということから自ら認め、王の権威が
国民の特権と同じ根本の上に確立されたものであるということに分か
っている、そのような君主を選ぶことである。（中略）彼の王家、つ
まりハノーヴァー王家に王位を継承させたことによって、私達は君主
政体の選挙という不便さを避けることができた。そして世襲の後継者
を締め出したことによって、全ての組織上の制限は確保され、私たち
の政体を一様で一つのものにしたのである³¹⁾。

ヒュームは世襲によらない君主の利点をこのように論じるが、哲学者と
して普遍不党性を重んじ、ハノーヴァー家が王位を継承したことによる不
都合についても、さらに続けて論じる。なぜならあらゆる事情を天秤にか
けた上で、適切に釣り合いと影響力を割り当てることができるのは哲学者
だけである³²⁾とヒュームは考えていたからである。

世襲によらずハノーヴァー王家が王位を継承したことによる不利益は、
以下の2点である。第一に島国ブリテンが持つ、地の利が失われること
である。ブリテンが海に囲まれた島国であるという地理上の幸運は、防衛上
大きな利点であり、ヨーロッパ大陸の策略や戦争に巻き込まれにくくし、
長期間の安全をもたらしていた。しかしドイツという国外領土を持つハ
ノーヴァー王家と地続きになることは、防衛上の利点を失う確率が高くなる
というものである³³⁾。第二に、ヨーロッパの至る所の王家に一般化して

いる、借入れの慣行がハノーヴァー家にも一般化していることである。ハノーヴァー王家は財産を抵当に入れる習慣があるが、負債は全く払わなかった。ヨーロッパの国々はハノーヴァー家の「非常に有害な慣例」を受け入れていたが、王位が継承されるまでブリテンはヨーロッパの他の国々よりも負債を甘んじて受け入れてこなかった。しかしハノーヴァー家から、王位継承者を輩出したことにより、有害な慣例がブリテンにも及ぶ可能性がある³⁴⁾ というものである。このようにヒュームは、ハノーヴァー王朝を維持し続けることによる利点と欠点を、エッセイにおいて明らかにした。

2. 王位継承と宗教

ウィリアム・キングは宗教を巧みに利用し、王の権威は神によって与えられたと主張したことで、服従のための原理を政治的義務として展開したが、パークリーはその原理の持つ矛盾を指摘した。なぜならウィリアム新王は、1689年2月に開かれた仮議会（Convention Parliament）によって王位を正式に、かつ合法的に提供されるまで、最高権力者であり既存の王であったジェイムズ2世に対し、革命をつうじて「汝は最高権力に抵抗すべきではない」というキリスト教徒の教えである神の命令に違反したからである。

数十年後、ハノーヴァー王朝は二代にわたり王権を維持していたにもかかわらず、スチュアート家を支持するか、ハノーヴァー王家を支持するかという反乱に結びつく問題は依然として存在し、国内には内乱が勃発する可能性を孕んでいた。ヒュームは王の影響力と密接に関わりのある啓示宗教と、その宗派についていくつかのエッセイを用いて論じている。「プロテスタントの王位継承について」というエッセイの最終的な目的は、議会をつうじて合法的に王となったハノーヴァー王家を認め、反乱や内乱を企てようなどという気を起こさせないように、君主への服従義務を説くこと

であった。そこで最高権力者であった2人の王が、どのように宗教と随伴したのか、パークリーとヒュームそれぞれの分析を論じたい。

2.1 パークリーの消極的自然法の位置づけ

ここまで論じてきたように、ウィリアム・キングによる受動的服従の原理はアイルランド国民に受け入れられはしたが、アイルランド国教会では、名誉革命後から議論が続いてきた。キリスト教徒の教えである自然法「汝は最高権力に抵抗するべきではない。」は、もしウィリアム・キングによる「神の摂理によるアイルランドの解放 (providential delivery)」が真であるならば、神が名誉革命時だけ自然法の教えを一時的に停止したことになる。パークリーは、自然法の教えはいつでも例外なく適用される、という立場をとっていたため「神の摂理による解放」という原理を受け入れることはできなかった。

しかし、自然法が2つ、あるいは2つ以上あるばあいには矛盾や対立が生じると、「それは人間にはまさにありうることで、ある人が合法的な統治者の命令に従うことは、統治者の命令と反対の、神の法に違反するかもしれない」³⁵⁾ ということは確かにあり得ることである。「受動的服従」には、ウィリアム・キングの受動的服従の原理から、ウィリアム新王を想定していると考えられる次のような叙述がある。王国の繁栄した暮らしに頼る王 (prince) が、崖から落ちているまさにその瞬間を想定したばあい、私達はその人が王であるからという理由で、落下している人間が一時停止 (suspend) して空中に留まるとは考えない。王であれ、誰であれ、重力の法則にしたがって落下して行くことと同様に、どのような自然法であっても特定の場合にだけ例外を作ること、神は認めないはずである³⁶⁾ とパークリーは主張するのである。

神が自然法を一時停止するはずがないという実状から、パークリーは自

然法を積極的（positive）自然法と、消極的（negative）自然法の2つに区別することで、1つの自然法による矛盾を避けるという方法を考えた。積極的自然法と消極的自然法とはパークリーの記述によると、それぞれ性質が異なるものであるとされている。一方の積極的自然法あるいは積極的規範とは、限界と例外が認められ、法的責任も負わない法のこと、例えば自己保存の法則が挙げられる³⁷⁾。他方「汝は最高権力に抵抗すべきではない」や「汝は偽証をするべきではない」は消極的自然法、あるいは消極的規範として区別するのである³⁸⁾。

だが、積極的自然法と消極的自然法の明確な違いはどこにあるのだろうか。カプファーの解釈によれば、積極的自然法はある行為への命令であり、消極的自然法はある行為への禁止である。例えば「真実を言いなさい」は行為への命令であり積極的自然法であるが、「誰も嘘をつくべきではない」は行為への禁止を表しているので消極的自然法である。しかし自然法が2つ以上あるばあい、積極的自然法と消極的自然法に分けることで、矛盾や対立は解消されるのだろうか。

パークリーによる道徳的規範、あるいは規則の区別は極めて曖昧であり、ただ単に言葉の上での区別にすぎないと考えられないこともない。そこでさらに議論を進めて、道徳的規範としての積極的自然法と消極的自然法の違いを考察したい。積極的自然法とは、例えば「約束を守れ」等の神の意思に基づく規則である。他方、消極的自然法とは「約束を破ってはいけない」や「他人の所持物に手を出してはいけない」のように、私達の行動の指針となる自然法である。では、明らかに道徳的悪である殺人と、消極的自然法「何時は殺人をするべきでない」を定めた時に生じるいくつかの矛盾とを、パークリーはどのように論じているのだろうか。

まず、「汝は殺人をするべきでない」という消極的自然法は、状況によって合法的になる可能性がある。例えば、戦争中の兵士や、執政官による

殺人は自然法違反とは見做されないであろうし、他人に殺されそうになった人が自分を守るため正当防衛として行った殺人も、自然法違反とは見做されない。戦争中の兵士や執政官による殺人や、正当防衛による殺人は自然法違反にはあたらないが、一般に殺人は道徳的に最大の悪であると見做されている。このように「汝は殺人をするべきでない」という一つの消極的自然法だけでは限界が生じる。そこでパークリーは戦争中の殺人を、制約された状態 (a limitation) とし、正当防衛による殺人とともに例外的状況であると説明する³⁹⁾。

さて、積極的規範と消極的規範の区別についての根拠はここに還元されるだろう；すなわち、非常に頻繁に、困難をつうじて、あるいは多くの道徳的な行動か、あるいは相互に矛盾する道徳的な行動かどうかを、人間が同時にさまざまな行動を行うばあいには区別することは不可能である；だが一方でいかなる人にも、なんであれ同時に積極的な行いを避けると良い（結果になる）ということは明らかに両立するし、可能である。それゆえ、禁止事項あるいは消極的規範が、あらゆる人によって、いつでもどこでも、実際に観察されなければならないということは現実的であるが、だが一方行動は禁止事項や消極的規範の実行上、人間が持つ慎重さと思慮分別に任せる機会も課しているのである⁴⁰⁾。

このように人間の置かれた状況によって、あまりにも自然法が不適切で漠然としているばあいには、消極的自然法という絶対的で不可侵の原理 (principle of the absolute inviolability of negative moral precept)⁴¹⁾ を適切な他の法に、言い換えれば実定法に、人間の思慮分別を用いて置き換える必要性を認める。それによって消極的自然法も、積極的自然法と同様に矛盾や

限界のない法になるとパークリーは論じている。

2.2 ヒュームにおける王位継承と財産

共和主義者ハリントンは『オセアナ共和国』において、「権力の釣り合いは、財産の釣り合いに依存する」⁴²⁾と主張し、財産、特に土地が平等であるところは、権力も平等であるべきであり、権力の平等があるところに君主制は存在することができないと論じた。土地を所有する貴族制に王の政治権力の基礎があるというハリントンの分析に対して、財産が権力を論じる上で、大きな影響を及ぼすということを否定することはできない、とヒュームも条件付きで認めている。

一人の手の内にある少ない財産は、幾人かの手の内にある大きな財産と釣り合いうるであろうが、多くの人々がさまざまな見方と基準の元に団結することは難しいだけでなく、同じ財産が（他に）分散されているばあいよりも財産が一体化していると、よりいっそう（財産への）依存状態となるからである⁴³⁾。

ハリントンの貴族による土地の所有がなければ君主制は維持できず、崩壊すると論じたのに対して、ヒュームは破壊した国家の体制を再び作り上げたオリバー・クロムウェルを、君主制の象徴として挙げる。世襲貴族のもとに生まれたクロムウェルは十分な権力を持ち、ひとたびばらばらになった国家体制を再興したことによって、結局は君主制国家の君主として落ち着いたのである⁴⁴⁾。莫大な財産は、権力に対して大きな影響力を持つことは否定することができないという理由から、ブリテンにおいても王位継承に関心のある人々にとって、財産と権力の関係にも無関心ではいられないはずであるとヒュームは指摘する。

さて、ジャコバイトによる反乱の恐れがあったとはいえ、ハノーヴァー王家が王位継承を維持し、ジョージ2世による統治は落着いていたように思われた。ヒュームはジョージ1世を、全ての立法府の一致した意見によって、王位に登るために呼ばれた君主であり、法と政府（constitution）に対して公正さと尊敬を示している王である⁴⁵⁾と叙述する。また既に国民の大部分の意見をもとに、多くの法によって守られているハノーヴァー王家をカトリックのスチュアート家と比較し、スチュアート家が王の権力を持つことを次のように批判する。

スチュアート家の宗派はより悪質で面倒なものであり、私たちはより一層憂鬱な結果に脅かされるだろう。ローマ・カトリック教は聖職者と修道僧の繋がりがあり、私たちの宗教よりもいっそう費用がかかる。たとえ当然伴う、宗教裁判、火刑、絞首刑には繋がらないとしても少しも寛容ではない。そしてローマ教皇の役割である聖職者任命権を、王の権限から分離することだけで満足してはいけない。（これはいかなる国家にも不利益であるに違いないが）聖職者任命権は、常に公共の利益から離れた、むしろ公共の利益とは反対の利益をもたらす外国人の聖職者を任命するからである。聖職者に関しては、徳と優れた道徳とは区別され、権力と支配権に囚われ、性格もより優れた神聖なふりをするだけの人であると私は理解している⁴⁶⁾。

このようにヒュームはスチュアート家の宗派が、カトリックであるために費用が高み有害であると非難することで、プロテスタントとして王位を継承したハノーヴァー家のジョージ1世と2世を擁護する。ヒュームは「プロテスタントの王位継承について」というエッセイにおいて、最終的にハノーヴァー家のジョージ2世は、法と政府に対して尊敬を表している

王であるから、自分達自身による大臣と議会を持ち、自分達で統治している現在の状態を維持してゆく必要がある、という結論を導いている。反乱や内乱は、王位継承問題に伴う最大の不都合であるが、ハノーヴァー家は立法機関全体の一致した意見によって、呼ばれた王であるからプロテスタントによる王位継承を認め、ブリテンに固有の制限君主制による混合政体としての利点を、維持するべきであるとヒュームは主張する。ブリテンはスチュアート家が王位継承した頃のような、絶対的服従の国家にしか適応できない国家であると他国に証明し、プロテスタントによる王位継承に反感や嫌悪感を持つことで、名誉革命時のような政治的混乱を引き起こすことは軽率ではないだろうか⁴⁷⁾と最終的に読者に問いかける形で、エッセイ「プロテスタントの王位継承について」は終わる。

3. 自然法の目的

ここまで世襲君主制に依らずに王位に就いたスチュアート家のウィリアム王と、ハノーヴァー家のジェイムズ1世・2世について、パークリーとヒュームという二人の哲学者による評価を論じてきた。パークリーがウィリアム・キングによる受動的服従の原理に批判的な立場を取りつつも、「汝は最高権力に抵抗するべきではない」というキリスト教の教義としての自然法のもとに、統治者への絶対服従を説いたのに対して、ヒュームはハノーヴァー家の君主を議会によって認められた、議会とともに法を制定する（King - in - Parliament）合法的な君主とみなし、名誉革命から成立したブリテンに固有の混合政体を維持する重要性を論じていた。

ところで、パークリーの受動的服従論を考察するばあい、次の6つの論点を確認する必要があると思われる。第一に抵抗権について、第二に受動的服従原理の歴史的背景、第三にウィリアム・キングによる権威の正当性のための原理について、第四にパークリーの考える自然法について、これ

が2つに分けられるということ、第五に自然法や道徳的判断は、理性によって理解され判断されるということ、そして最後になぜ人間は、自然法に従おうとするのか、という以上六点である。そこで、本節では六点目の論点を明らかにするために、パークリーとヒュームが自然法を遵守する目的や利点を論じたい。その際にヒュームが、単なる人間集団としての小さな社会から、政府を設立する目的と、そこから得られる利益や国益とをどのように論じているのかも併せて考察する。

3.1 パークリーの自然法に従う人間の動機

積極的自然法と消極的自然法の区別が、受動的服従の原理を解する上でパークリーにとっては必然的な原理であり、パークリーが論じる自然法の解釈上重要であることは先に述べた。消極的自然法も積極的自然法と同様に、神の命令であり、被造物は神の命令に従うことが神の意志に従うことであるから、自然法は不可侵な掟であるとパークリーに考えられていたことをふまえ、次に以下の2点を考察したい。第一に消極的自然法は、どのような根拠から道徳的善であるとされるのか、第二になぜ人間は自然法を遵守しようとするのかという問題を取り上げる。

パークリーの基本的な計画は、先の消極的自然法における殺人の事例のように、環境が制限され、例外であると考えられるようなばあいの規範を想定したのではない。パークリーの自然法において最も重要なことは、人間の行動への指針を示すことであった。それゆえ「受動的服従」という説教の目的は、「汝は最高権力に抵抗するべきではない」という消極的自然法を、その他全ての自然法と同様に絶対的で、無条件に従うべき法であると証明することある。まず1つ目の問題の前提として、パークリーの議論の起点には常に神が存在するということと、私達人類を含めて世界と全てのは、神によって造られており、神のみがあらゆるものを守る創造主

であるということは、パークリーにとって明々白々たる事実であった。そのため私達被造物は、造り主である神の意志に従うことが道徳的善である⁴⁸⁾と考えた。なぜなら人間には神に従おうとする、自己愛（self-love）という強い行動への動機があるからである。

自己愛とは、その他全ての行動の基準に属する最も普遍的なものであり、私達の心の中に最も深く刻み込まれ、それによって私達の心が、物事に対して幸福を増大させたり、減少させたりすると考えるのは、自然なことである；それに応じて、私達は私達の心を善である、あるいは悪であると呼ぶのである。私達の判断は、これら善悪の判断の区別に絶えず費やされている⁴⁹⁾。

私達が自ら消極的自然法に従おうとする動機は、私達の心の中に刻み込まれた自己愛への欲求からであり、欲求から生まれた行動が道徳的善悪という判断へと至るのであるとパークリーは論じる。パークリーは、自己愛に関する議論をさらに進め、他の説教の中でも、次のように説明している。「誰でも知っていることですが、人間本性における優先的な行動の基準は、自己愛であります。この自己愛とは私達の確実な分別の支配下にあり、幸福を得る真の方法へと私達を導くはずです；自己愛は情念における部分を占めており、気楽さと娯楽を楽しむ上で、私達を実際よりもよく見せようという目に見えない行動の基準（a blind principle）となっているのです⁵⁰⁾。」自己愛こそが、神の意思や命令に従うための行動の動機である、とパークリーは考えた。パークリーにとって自己愛は、利己的な感情の1つとしてではなく、人間が消極的自然法に従おうとする行動の動機として、肯定的にとらえられた情念である。

2点目に考察するのは、なぜ人間が自然法に従おうとするのかという理

由についてである。パークリーは「受動的服従」の後半において、人間には社会生活を行うために植え付けられた習性があると指摘し、それを「自然 (natural)」と定義している。以下にパークリーの「自然」についての論述を引用する。

人間の内には社会生活のために、自然と植え付けられた傾向性 (tendency)、あるいは習性 (disposition) がある。自然は普遍的なものであり、自然は人間を動物から区別する必然的な違いである。人間の特定の欲求、食欲、能力、人間の才能は、正確な判断と国家のための骨組みである。自然なしに人間は、その人に適した程度の環境の中で暮らすことは不可能である。なぜなら社会への拘束と、社会への絆とは、諸法への服従から生じるのであり、この義務が自然法の思想となり、その他の義務と同じ権利を持つ、ということに明白に帰結するからである⁵¹⁾。

人間に内在している自然という習性によって、それぞれの場所や環境によって社会の形態は様々であっても、人間は社会的生物であることが出来る。人間の社会との関わり、すなわち個々人に財産や所有権が割り当てられ、言葉の意味が確実なものとして抑止力となる実定法、あるいは国内法は人間の作った法であるが、これに対して盗みや虚言を禁じているのは自然法である。実定法による抑止力を理解し、集団行動や集団生活を維持しようとする人間に固有の自然な能力は、自然法を遵守しようとする能力と同様であるとパークリーは考えたのである。

3.2 ヒュームの自然法と制限君主制の目的

ヒュームは『本性論』の君主の合法性を裏付ける根拠を論じる箇所で、

名誉革命の後に即位した、ウィリアム王について次のように言及している。確かにオラニエ公ウィレムが王位に就いた時には多くの議論があったが、君主の権威は時間の経過と共に習慣化し定着してゆくものであると説明する。王が、先祖と同様に世襲によって継承権を得たばあいだけでなく、篡奪や強奪によって君主の座についたばあいでさえ、人間の持つ想像力という能力によって自然と権利概念は新しい王へと移転し、王が合法的な地位になることで統治者は、被治者への服従義務を課すようになる⁵²⁾。ヒュームはグレート・ブリテンという国では、君主制が望ましいと論じているが⁵³⁾、ではなぜブリテンに固有の制限君主制を礼賛するのであろうか。なぜ絶対君主制のように王にのみ権力を集中させるのではなく政府や、立法機関が機能し、維持されるべきであると考えたのだろうか。

ヒュームは、人間は政府の設立以前に、社会を形成することによる利益を得るのに適している生物であると考ええる。また人間には集団を作ることから得られる利益の感覚がなくとも、本質的に仲間を作ることへの願望があると指摘する。他の動物と比べても殊に人間は、集団を作り他人との共感によって情念を満足させることから、集団、あるいは社会を作りたいという欲求が内在しているからである⁵⁴⁾。そこでヒュームは何らかの社会を維持するために、所持の安定と同意による所持の移転、そして約束の実行を「不適切ではない表現」⁵⁵⁾と前置きをした上で、自然法として提示する。

人間社会の平和と安全というのは、すべてこれら三つの自然法の厳密な遵守次第である；またこれら自然法が無視されるばあい、人々の間に十分な行動の一致（correspondence）を確立する可能性もない。社会は人々の幸福のために絶対に必要であり；自然法は、社会の維持にとっても同様に、絶対に必要である⁵⁶⁾。

ヒュームの三つの自然法は、人間社会の成立に沿って時系列に挙げられている。自然状態、あるいは未開の社会においては、盗みや略奪を心配し人々は安心して物を所持することができない。そこで社会や、統治者が「所持物の安定」を保障すると、人々は自分の持ち物と他人の持ち物を交換することで発生する利点に気づくようになり、双方が合意して「所持物の移転」がなされるようになる。所持物の移転に伴い、物だけではなく人間の労働力も交換されるようになると、人々の間に約束がなされるようになり、他人から信用されるために「約束の実行」あるいは約束を守る必要が出てくる。ヒュームのばあい、これらの自然法は人為的な徳とされる。自然法を遵守することは個々の人々の利益に繋がるので、人々が利益を意識するようになることで、社会全体が維持されたと考えた。

またヒュームが自然法としたこれらの法は、政府の設立に先立つ法であるだけでなく、たとえ未開の社会であっても遵守されるばあい、人間は社会を維持することができるという説明される。特に約束の実行は統治者を選び、統治者に対して服従を約束するという義務を併せ持つ⁵⁷⁾。しかし君主に対する服従の約束と、その他の自然法の遵守だけでは、小さな社会は維持できて、政府という立法機関を機能させ実定法の遵守へと国民を方向づけることはできない。なぜなら人間は想像力によって大きく支配されるため、統治体の維持という全体の大きな利益よりも、目の前にある小さな利益を選んでしまうからである。想像力は、遠くに見える不鮮明な利益より、近くにある自分自身の利益へと推移する方が容易で、情念は常に近くのもの、隣接するものを優遇するように訴えるからである⁵⁸⁾。

小さな社会ではなく、政府を作り国民に実定法を遵守させるためには多数の役人を作り、役人達が行う政治を助けるような法令を強い、命令する必要がある。ヒュームは、個々人が君主に対して服従を約束するだけでは、

国家における目標や目的のために、何万人という人々を動かすことは不可能であると論じる。国民が得る利益の中には、為政者が得る利益も含まれるため、為政者は自ら損をしないように慎重に国策を進める。

それゆえ、橋が架けられ、港が開かれ、城壁が築かれ、運河が形成され、艦隊が装備され、軍隊が訓練される。あらゆる人間が弱さに支配されているにもかかわらず、どこでも政府の監理によって、想像できる最も立派な物の一つの発明という、人工的な創作物によって、すなわち、ある程度において、人間の弱さ（infirmities）から遠く隔たることができるのである⁵⁹⁾。

この引用から、ただ族長や統治者がいるだけの小さな社会よりも、人間が国益のために政府を作ることは必然的であるとヒュームが示唆している事がわかる。政府の存在なしで、複雑な国策を立て実行することは、不可能である。多くの国民の利益のためには、反乱や革命を可能な限り防ぎ、名誉革命の後のような混乱を避けることが、国家経済の発展に繋がってゆくとヒュームは考えた。それゆえ、王にのみ権力が集中する絶対君主制より議会や実定法の重要性を認める現在の君主による制限君主制を維持してゆくことが重要であると、ヒュームは指摘するのである。

結論

本論文はパークリーの説教であり、小論文でもある「受動的服従」と、ヒュームが政治的義務論について論じた三つのエッセイのうちの1つ「プロテスタントの王位継承について」を主に用いて比較、検討した。まずウィリアム・キングの受動的服従の原理に対するパークリーの論駁と、ハノーヴァー家のジョージ1世と2世に対するヒュームの見解を考察した。

その結果、一方のバークリーに批判されたウィリアム・キングの原理は、世襲君主制によらない王の権威を、宗教を利用しつつ確立したのに対し、他方ヒュームは世襲君主制に依らずに王位に就いたハノーヴァー王家は、プロテスタントという宗派を追い風とし、権力を制限された君主であることで王座を維持したと論じていた。

さらにバークリーは宗教を用いたウィリアム・キングの理論の矛盾を指摘し、克服するために自然法を消極的自然法と積極的自然法に区別するという方法を案出したのに対し、ヒュームは、絶対君主制のしがらみである啓示宗教としてのカトリックを批判し、議会と王権の両立を支持し制限君主制の安定こそ必要であると論じた。ここに、バークリーとヒュームによる、君主制国家と切り離すことのできない宗教の意義について、両者の捉え方の違いが明らかになった。

バークリーは人間が自然法を遵守しようとする根拠を、自己愛と人間に備わる自然であると説明した。バークリーにとって自己愛とは、利己的な感情ではなく、むしろ自然法に従う行動の基準として肯定的にとらえられている。これに対してヒュームは、社会を維持するための三つの自然法を遵守することによって、人間が小さな集団を形成することで得られる利益以上に、政府や国家規模の社会から得られる利益を維持することができるようになり、延いては国家と国民にとってより大きな利益になると論じた。

バークリーの議論は前提として常に神の存在からはじまるため、神の命令としての自然法も数学や幾何学における定理と同様に、誰が見ても明確で矛盾のない法でなければならない。一方ヒュームの主張は、王の祖先を創世記のアダムに起源を求め、権威の正当性を主張したいがために、内乱を企て名誉革命後のような混乱に国政を後もどりさせるよりも、世襲によらない既存の王に服従し制限君主制を維持することで、自国の経済発展を後押しし生活水準を向上させるという、具体的な被治者の利益を示唆して

いた。

注

- 1) 松村尠、富田虎男編著『英米史辞典』研究社、2000年、p. 820。
- 2) William, King. *The State of The Protestants of Ireland under the late King James's Government* (England: Printed by Samuel Roycroft, for Robert Clavell, 1692). ウィリアム・キングの生涯と彼に関する文献については、*Oxford Dictionary of National Biography* を参照。), <https://doi-org.glim-ezp.glim.gakushuin.ac.jp/10.1093/ref:odnb/15605/>.
- 3) David, Hume. *Essays, Moral, Political, and Literary* (Oxford: Clarendon Press, 2021), p. 26.
ヒューム『市民の国について（下）』小松茂夫訳、岩波書店、191152年、pp. 314-315。
- 4) ヒュームは3つのエッセイ「原始契約について」、「受動的服従について」、「王位継承について」は、政治的義務の問題について書いた著作である」と、1748年のCharles Erskine宛の書簡で述べている。(David, Hume. *The Letters of David Hume*, (Oxford: Clarendon Press. 1932), p. 112.)
- 5) David, Hume. *Essays, Moral, Political, and Literary* (Oxford: Clarendon Press, 2021), p. 26.
- 6) バークリーの著作は、*The Works of George Berkeley, Bishop of Cloyne*, edited by A.A. Luce and T.E. Jessop, v. 6.8 (Edinburgh: Thomas Nelson and Sons, 1948) を使用し、訳出と引用を行った。引用・訳出の際は略号 W を用い、巻数と頁数を示した。また Passive Obedience からの引用には、略号 PO を用い、節を示した。
- 7) ヒュームのエッセイは、David Hume, *Essays, Moral, Political, and Literary*. edited by Eugene F. Miller (Indianapolis: Liberty Fund, 1985) を使用し、訳出と引用を行った。引用と訳出の際は略号 Es を用い頁数を示した。訳出の際は適宜田中敏弘訳『道徳・政治・文学論集』（名古屋大学出版会、2011年）を参照し、必要に応じて変更している。
- 8) ヒュームの著作は、『人間本性論 *A Treaties of Human Nature*』（『本性論』Norton 版と、Selby-Bigge 第一版を使用し、訳出・引用した。引用・訳出の際は略号 T を用い巻号、章、節、段落番号、Selby-Bigge 版の頁数の順番で

示した。訳は筆者のものだが、訳出の際山崎・行松訳と石川・中金・伊勢訳(第3巻)を参照した。

- 9) 松村尠、富田虎男編著『英米史辞典』研究社、2000年、p. 659。
- 10) Scott, Breuninger. *Recovering Bishop Berkeley: Virtue and Society in the Anglo-Irish Context*. (Palgrave Macmillan, 2010), p.27.
- 11) W6, p. 16/ (To the Reader).
- 12) Es. p. 51/ 邦訳 42 頁。
- 13) 政治権力を正当なものとし、服従を要求することができる権威をどのように確立するかを示す理論。社会契約論は下からの授権の理論であり、王権神授説は上からの授権の理論である。
- 14) 拙著「受動的服従について—パークリーとヒュームにおける受動的服従論の考察—」、『人文科学論集 29』、(学習院大学大学院人文科学研究科、2020) 65 頁。
- 15) 『市民政府への服従の基準』にはジェイムズ・ビーティーに宛てて 14 ページもの長い書簡が付されている。匿名の書簡は、冒頭にヒュームの著作である『エッセイ』と『本性論』への賛辞から始まり、パークリーによる『市民政府への服従の基準』を出版し公の場に出すことで、ビーティ教授が哲学の分野においてトロフィーを得るだろうと述べて終わる。
- 16) *ibid*, p. 21.
- 17) *ibid*, p. 23.
- 18) w8. P. 22.
- 19) William Higden, *View of the English Constitution, with respect to the Sovereign Authority of the Prince, and the Allegiance of the Subject*, 1709.
- 20) W. 8, p. 32.
- 21) Scott, Breuninger. *Recovering Bishop Berkeley: Virtue and Society in the Anglo-Irish Context*. (Palgrave Macmillan, 2010), p. 29.
- 22) G. M. トレヴェリアン『イギリス史 3』大野真弓監訳、みすず書房、1975年、p. 25。
- 23) 松村尠、富田虎男編著『英米史辞典』研究社、2000年、p. 853。
- 24) James, Harris. *Hume: An Intellectual Biography* (Cambridge: Cambridge University Press, 2015), p. 233.
- 25) Andrew Millar はロンドンの書店の経営者。(David, Hume. *The Letters of David Hume*, volume 1, edited by J. Y. T. Greig Oxford: Clarendon Press. 1932) p. 112.

- 26) David, Hume. *The Letters of David Hume*, volume 1., edited by J. Y. T. Greig Oxford: Clarendon Press. 1932) pp. 112-113. Es. pp. 502-503/ 邦訳 411 頁。
- 27) ヒューム『市民の国について（下）』小松茂夫訳、岩波書店、1952年、pp. 314-315。小松は、ヒュームの付けたエッセイ集のタイトル *Political Discourses* に、『市民の国について』という訳を与えたことについて次のように説明する。小松によれば、*Political* は「政治的」とか「政治に関する」という意味にとるよりは「ポリス（（都市）国家）に関する」という意味にとったほうが、ヒュームの解釈に近いと考え、さらに「市民」は、権利義務の法的な関係における平等、対等が万人に対して実現されている社会の成員、という意味であると述べている。そして、ヒュームが「ポリス」における最も重要なものとして、「政治」「経済」を取り上げ *Political Discourses* としてまとめたのが、1752年に出版されたエッセイ集であることから、『市民の国について』というタイトルにしたと説明している。（『市民の国について（上）』、p. 9.）
- 28) David, Hume. *Essays, Moral, Political, and Literary* (Oxford: Clarendon Press, 2021), p. 26.
- 29) James, Harris. *Hume: An Intellectual Biography* (Cambridge: Cambridge University Press, 2015), p. 241.
- 30) ヒュームはスチュアート家の最初の二人の王による行き過ぎた主張や要求としてK版-P版で次のような実例を挙げている。「ウォーラー氏は若い時、好奇心で宮廷に行った。彼は仲間内に参加し、ジェイムズ王が食事をするのを見た。王の他には2人のビショップ (bishops) が座っていた。王は公然と声に出して次の問いを提示した。「お金が必要な時は、議会の正規の手続きを全くせずに、臣下からお金を取っても良いのか、どうか。」すると1人のビショップがすぐに答えて「神は王様がお金を取ってはいけないと禁じてはおりません。というのは王様が喜ぶことだからです (the breath of our nostrils)。」(中略) ヒュームによれば「これらのやり取りはとても普通のこと、おそらく当時は全てに及ぶ考えとまではいかなくとも、スチュアート家の初めの2人の王の勘違いはいっそう無理もなかっただろう。」と叙述している。(Es. p. 645/ 邦訳 412 頁。)
- 31) Es, pp. 505-506./ 邦訳 406.
- 32) Es, p. 507./ 邦訳 407.
- 33) Es, p. 506./ 邦訳 407.
- 34) James, Harris. *Hume: An Intellectual Biography* (Cambridge: Cambridge Univer-

- city Press, 2015), pp. 239–240.
- 35) W. 6, p. 38/ (PO. 40).
- 36) W. 6, p. 32/ (PO. 27).
- 37) W. 6, p. 36/ (PO. 35).
- 38) W. 6, p. 18/ (PO. 3).
- 39) W. 6, p. 34–35/ (PO. 32).
- 40) W. 6, p. 31/ (PO. 26).
- 41) ピッチャーは Berkeley’s principle of the absolute inviolability of negative moral precept を AINMP 原理と呼んでいる。(George, Pitcher. *Berkeley: The Arguments of the Philosophers* (London and New York: Routledge, 1977), p. 231.)
- 42) Es, p. 47./ 邦訳 40 頁。
- 43) Es, p. 48./ 邦訳 40–41 頁。
- 44) Es, p. 52./ 邦訳 43 頁。
- 45) Es, p. 511./ 邦訳 410 頁。
- 46) Es, p. 510./ 邦訳 410 頁。
- 47) Es, p. 511./ 邦訳 410–411 頁。
- 48) George, Pitcher. *Berkeley: The Arguments of the Philosophers* (London and New York: Routledge, 1977), p. 233.
- 49) W. 6, p. 19./ (PO. 5).
- 50) W. 7, p. 90.
- 51) W.6, p. 31/ (PO. 25).
- 52) T3.2.10.19/566.
- 53) Es, p. 52./ 邦訳 43 頁。
- 54) T2.3.1.8/363.
- 55) T3.2.1.19/484.
- 56) T3.2.6.1/526.
- 57) T3.2.8.3/541–542.
- 58) T3.2.7.3/535.
- 59) T3.2.7.8/539.

文献表

Berkeley, George. *The Works of George Berkeley, Bishop of Cloyne*, edited by A. A. Luce and T.E. Jessop, v. 6, 7, 8, Edinburgh: Thomas Nelson and Sons, 1948.

- Hume, David. *A Treaties of Human Nature*, edited by David Fate Norton and Mary J. Norton, vol. 1, Oxford: Oxford University Press, 2007.
- Hume, David. *A Treaties of Human Nature*, 2nd edition, edited by L. A. Selby - Bigge and revised by P. H. Nidditch, Oxford: Clarendon Press, 1978.
- Hume, David. *Essays, Moral, Political, and Literary*, edited by Tom L. Beauchamp and Mark A. Box, vol. 1, Oxford: Clarendon Press, 2021.
- Hume, David. *Essays, Moral, Political, and Literary*, edited by Eugene F. Miller, Liberty Fund. Indianapolis. 1985.
- Hume, David. *The Letters of David Hume*, 2 vols., edited by J. Y. T. Greig Oxford: Clarendon Press. 1932.
- Hume, David. *The Letter from a Gentleman to his Friend in Edinburgh*, edited by Ernest C. Mossner. John V. Price Edinburgh. University Press. 1967.
- King, William. *The State of The Protestants of Ireland under the late King James's Government; in which their carriage towards him is justified, and the absolute necessity of their endeavouring to be freed from his government, and of submitting to their present Majesties is demonstrated*. London: Printed for Robert Clavell, 1691.
- Breuninger, Scott. *Recovering Bishop Berkeley: Virtue and Society in the Anglo - Irish Context*. Palgrave Macmillan, 2010.
- Harris, James A. *Hume: An Intellectual Biography*. Cambridge University Press. 2015.
- Miller, David. *Philosophy and Ideology in Hume's Political Thought*, Oxford: Clarendon Press, 1981.
- Pitcher, George. *Berkeley: The Arguments of the Philosophers*, London, and New York: Routledge, 1977.
- 今井登志喜『英國社会史』（上）東京大学出版会、1954年。
- 神野慧一郎『モラルサイエンスの形成—ヒューム哲学の基本構造—』名古屋大学出版、1996年。
- G.M. トレヴェリアン著、大野真弓監訳『イギリス史 3』みすず書房、1975年。
- デイヴィッド・ヒューム著、木曾良能訳『人間本性論 第一巻 知性について』法政大学出版局、1955年。
- デイヴィッド・ヒューム著、石田徹・中釜浩一・伊勢俊彦訳『人間本性論 第二巻 情念について』法政大学出版局、2011年。
- デイヴィッド・ヒューム著、石田徹・中釜浩一・伊勢俊彦訳『人間本性論 第三

巻 道徳について』法政大学出版局、2012年。

デイヴィッド・ヒューム著、小松茂夫訳『市民の国について』(上)(下)岩波書店、1952年・1982年。

デイヴィッド・ヒューム著、田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』御茶の水書房、1983年。

デイヴィッド・ヒューム著、山崎正一・行松敬三訳「人間本性論 第三巻」、『ミルトン・ロック・ヒューム』〈世界大思想家全集 哲学・文芸 8〉河出書房、1955年。

松村尠、富田虎男編著『英米史辞典』研究社、2000年。

On the Succession to the Throne:
Analysis of Hereditary Monarchy in Berkeley and Hume

OHTAWA, Akiko

In this paper, I undertake a comparative study of two theories of hereditary monarchy. One theory is by George Berkeley, and the other is by David Hume. The comparison is intended to answer the following questions: First, how did Berkeley criticize the doctrine of passive obedience presented by William King, Archbishop of Dublin. And how did Hume defend the legitimacy of the kingship of George I (1714–1727), who became king without inheriting the title? Second, how did Hume and Berkeley analyze the relationship between succession to the throne and religion. And third, why should humans obey the law of nature?

Berkeley's and Hume's views of political obligation are in sharp contrast. William King sought to offer an alternative principle to the Divine Right of Kings. Berkeley, however, was skeptical of William King's doctrine of passive obedience. He held that King settled in Ireland during the Glorious Revolution because it was in conformity with God's will. Hume, on the other hand, considers the advantages and disadvantages of a restricted monarchy when he discusses the Hanoverian king, who became a monarch without hereditary succession and maintained a stable throne.

William King also argues that the throne rests on the principle that uses Christian doctrines, claiming that even if Adam had not been our ancestor, God would have qualified him as a king. Berkeley pointed out that there is a contradiction in his view: Berkeley stated that there is a law of nature, which is God's command, that 'You should not resist the supreme power', and further divided it into two to explain why they ought to be obeyed. On the other hand, Hume argued for the benefits of a monarchy while also respecting the moderation of power. He held that since kingship depends on property, the advantages of a mixed constitution that restricted kingship. Ultimately, Hume saw that a restricted

monarchy that guarantees people's freedom and properties is more beneficial to society than absolute monarchy, or the oppressiveness which people are tempted to overthrow.

(哲学専攻 博士後期課程 3年)